

# 重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください

### 認知症保険 toスマイル

無解約返戻金型認知症保障保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。  
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は

 0120-312-201

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト → <https://neofirst.co.jp>



#### 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



#### 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.7



# 重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社

コンタクトセンター

0120-312-201



受付  
時間

9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

## 1

## 商品のしくみ

「認知症保険toスマイル」の正式名称は「無解約返戻金型認知症保障保険」です。

### ポイント

- 認知症と診断され、公的介護保険制度における要介護認定において要介護1以上との認定を受けた場合に認知症保険金をお支払いします。
- 軽度認知障害保障特約の付加により、保障内容を充実させることができます。軽度認知障害保障特約を付加した場合には軽度認知障害または認知症と診断されたときの保障を確保することができます。
- 被保険者の年齢が70歳となる年単位の契約応当日(割引判定日)において、被保険者の永久歯の本数(残存歯数)が20本以上である場合、歯数割引特則が適用され、この特則が適用されない場合にくらべて、以後の保険料が安くなります。

!  
死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

### 【ご契約例】

付加する特約: 軽度認知障害保障特約

保険期間・保険料払込期間: 終身

保険料払込方法: 月払 保険料払込経路: □座振替扱

### 主契約

無解約返戻金型  
認知症保障保険



### 認知症保険金

保険金額: 100万円

支払限度: 1回

### 一生涯保障

軽度認知障害  
保障特約

### 軽度認知障害給付金

給付金額: 10万円(主契約の認知症保険金額×10%)

支払限度: 1回

### 一生涯保障

ご契約

保険期間・保険料払込期間(終身) (\*1)

(\*1) 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。「有期払」をご選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約にくらべ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。

\*お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

## (!) 歯数割引特則について

- 被保険者の年齢が70歳となる年単位の契約応当日(割引判定日)において、被保険者の永久歯(義歯やインプラント等の人工歯は含みません)の本数(残存歯数)が20本以上である場合、本特則が適用され割引判定日を含む保険料期間以降の保険料を割り引きます。
- 契約年齢が70歳以上の場合、本特則の適用はありません。**
- 本特則の適用による割り引き後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 主契約および軽度認知障害保障特約の保険料が割り引きの対象となります。
- 割引判定日の2か月前までにネオファースト生命所定の残存歯数を証明する書面をネオファースト生命に提出いただく必要があります(この書面のご提出がない場合やこの書面のご提出があつても残存歯数が19本以下の場合、本特則を適用しません)。

## 2

## 保険金等のお支払い

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が認知症と診断され、公的介護保険制度における要介護認定において要介護1以上との認定を受けた場合などに保険金等をお支払いします。なお、**本商品には死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません**。保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後の保険期間中に被保険者が死亡された場合、主契約の認知症保険金額の5%と同額の返戻金があります。

### 主契約・特約の概要・給付金額

本商品で支払われる保険金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約については、ご契約に付加する場合のみお支払いの対象となります。

主契約・特約	保険金等の種類	支払事由の概要	支払限度	保険金額等
認知症保険 無解約返戻金型 (*2)  主契約	認知症保険金	責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれにも該当したとき ①認知症と医師により診断されたこと <sup>(*3)</sup> ②公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当 <sup>(*4)</sup> し、要介護認定において要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること	1回	認知症保険金額
保障特約 軽度認知障害	軽度認知障害給付金	本特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①軽度認知障害と医師により診断されたこと <sup>(*5)</sup> ②認知症と医師により診断されたこと <sup>(*5)</sup>	1回	認知症保険金額 × 10%

(\*2) 認知症保険金が支払われた場合、ご契約は認知症保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。

(\*3) 責任開始日からその日を含めて180日以内に診断された場合は、保険金をお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります。

(\*4) 原因が認知症である必要はありません。

(\*5) 主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に診断された場合は、軽度認知障害給付金をお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。

## 保障内容に関する注意事項

保険金等をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(保険金のお支払いなどについて)をご確認ください。

### ◆ **主契約**について

 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"><li>お支払いの対象となる「認知症」とは、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。 (1)脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷(*1)を有すること (2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害(*1)により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること</li><li>認知症の診断は、つぎの(3)および(4)の検査によってなされることを要します。(*2) (3)認知機能検査 (4)画像検査</li></ul> <p>(*1)各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</p> <p>(*2)(3)および(4)の検査がなされない場合で、他の所見によって認知症と診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、ネオファースト生命はその検査を行わない診断を認めることができます。</p>
 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"><li>責任開始日からその日を含めて180日以内に認知症と診断された場合、認知症保険金はお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります(すでにお払い込みいただいたご契約の保険料を払い戻します)。</li><li>責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因とする場合、認知症保険金はお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります(すでにお払い込みいただいたご契約の保険料を払い戻します)。</li></ul>

### !**被保険者が死亡された場合**

被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、認知症保険金額の5%と同額の返戻金(\*3)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)相当額などを払い戻しできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料相当額を払い戻しできる場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約から返戻金のお支払いはありません。

(\*3) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

### ◆ **軽度認知障害保障特約について**

 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"><li>お支払いの対象となる「認知症」とは、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。 (1)脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷(*4)を有すること (2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害(*4)により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること</li><li>軽度認知障害または認知症の診断は、つぎの(3)および(4)の検査によってなされることを要します。(*5) (3)認知機能検査 (4)画像検査</li></ul> <p>(*4)各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</p> <p>(*5)(3)および(4)の検査がなされない場合で、他の所見によって軽度認知障害または認知症と診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、ネオファースト生命はその検査を行わない診断を認めることができます。</p>
 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none"><li>主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害または認知症と診断された場合、軽度認知障害給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります(*6)(すでにお払い込みいただいた本特約の保険料を払い戻します)。</li><li>本特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因とする場合、軽度認知障害給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります(*7)(すでにお払い込みいただいた本特約の保険料を払い戻します)。</li></ul> <p>(*6)主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害と診断された場合は、本特約のみ無効となり、主契約は存続します。</p> <p>(*7)本特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として軽度認知障害と診断された場合は、本特約のみ無効となり、主契約は存続します。</p>

### 指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により保険金等の請求の意思表示ができない等、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

## 3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

### ◆契約年齢

契約年齢	40歳～85歳（満年齢）
------	--------------

### ◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型認知症保障保険（主契約） 軽度認知障害保障特約	終身	終身、75歳・80歳・85歳払済

※特約の中途付加の取扱いはありません。

## 4 保険料のお払込み

保険料の払込方法（回数・経路）は以下からお選びいただきます。

保険料払込方法（回数）	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法（経路）	<b>第1回 保険料：</b> ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み <b>第2回以後の保険料：</b> 指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日（=計算基準日）・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。（誕生日前のお申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。）

## 5 解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	認知症保険金額の5%と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## 6 契約者配当金

契約者配当金はありません。

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆保険金などのお支払いができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、保険金などのお支払いができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の 10 相談・照会・苦情の窓口 P.12 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の 10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.12 をご確認ください。

◆当募集代理店における注意事項

主契約の死亡保障特則の取扱いはありません。死亡保障特則の適用等をご希望の場合は、ネオファースト生命までお問い合わせください。

## Memo

---

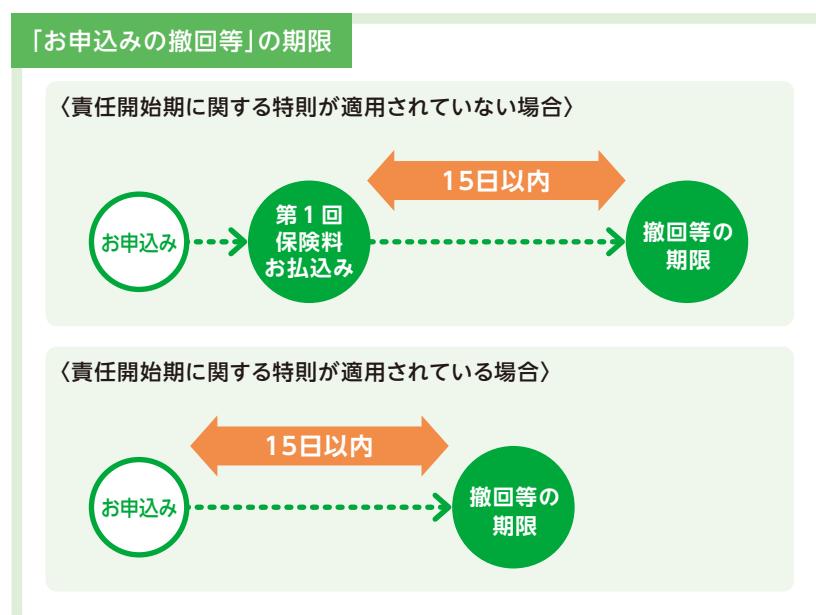


# 重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

## 1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日**(\*)または**第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、**ご契約の申込日**)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面またはネオファースト生命Webサイト経由によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)することができます。



(\*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申込み内容の最終確認をしていただいた日)をいいます。

### ◆「お申込みの撤回等」について

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

### ◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等をすることができない場合があります。

## 2

# 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ネオファースト生命では、保険契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引受けの判断を行っています。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。



## 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
  - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかつたり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
  - 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由などが2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに保険金等をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

## ◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般的の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかつたり、その告知をされなかつたために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

# 3

## 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

### ◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約)

- ・第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



### ◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードにより  
お払い込みいただくご契約)

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時(電磁的方法によるときは申込手続が終了した時)をいいます。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



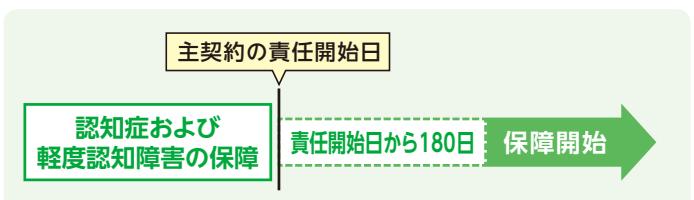
### 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ①第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日**までにお払い込みください。
- ②①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお払込みがない場合は、**ご契約は無効となります**。

下記の認知症および軽度認知障害の保障については、主契約の責任開始日からその日を含めて**180日以内に診断されても、保障の対象になりません**。

- ・無解約返戻金型認知症保障保険<主契約>
- ・軽度認知障害保障特約



## 4 保険金などのお支払いができない場合

以下のような場合など、保険金などのお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合(死亡保険金の支払事由に該当する場合を除きます。)

### ◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

### ◆重大事由による解除

保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により保険金額等の合計額が著しく過大となるとき、保険契約者や被保険者または保険金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

### ◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

### ◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

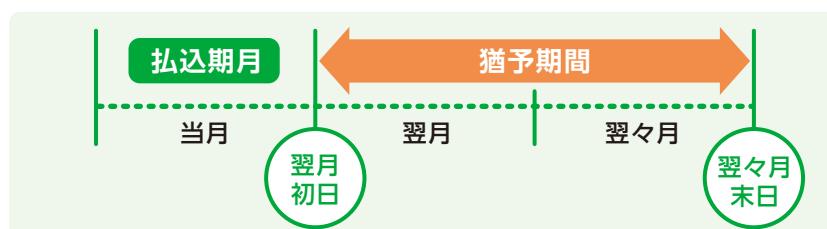
保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

## 5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)ことをいいます。



## 6 解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	認知症保険金額の5%と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## 7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金をお支払いできない場合があります。

## 8 保険金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて保険金のお支払い等を行う必要がありますので、保険金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

### ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 0120-226-201

受付  
時間

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
※状況により変更になることがあります。  
詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト  <https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の保険金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により保険金の請求の意思表示ができない等、被保険者が保険金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

## 9 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。

### »生命保険契約者保護機構

 03-3286-2820

受付  
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除く

Webサイト  <https://www.seihohogo.jp/>

## 10 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

### ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

**0120-312-201** 受付 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
時間 ※状況により変更になることがあります。  
詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

### 指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

### »一般社団法人 生命保険協会

Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

Memo

Memo

# 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、  
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を  
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



## Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>> ヘアセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- ・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
- ・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。

- お申込み時に冊子でのお受取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送\*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

\*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります。

**!** 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

## 推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome

※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[共同募集代理店]

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

[引受保険会社]

**ネオファースト生命保険株式会社**

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2022年4月版